

住民税非課税世帯等の皆さま 住民税均等割のみ課税世帯等の皆さまへ

物価高騰対応重点支援給付金 こども加算（5万円/1児童）のご案内

こども加算は、次の①②の給付金支給対象世帯で、18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童を扶養している低所得者の子育て世帯（世帯主）に対して、児童1人当たり5万円を支給するものです。

※施設入所児童については原則対象外となります

- ① 令和5年度住民税非課税世帯へ給付する、物価高騰対応重点支援給付金（7万円/1世帯）【※給付受付は終了しています】
- ② 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯等へ給付する、物価高騰対応重点支援給付金（10万円/1世帯）

申請の有無



- I 令和5年度住民税非課税世帯へ給付する、物価高騰対応重点支援給付金（7万円/1世帯）対象世帯のこども加算申請

給付金7万円を受給した世帯



手続き不要

給付金7万円の支給後、市から「こども加算の支給についてのお知らせ」が届きますので、内容を確認してください

給付金7万円を受給しなかった世帯



手続きが必要

4月上旬頃、市から「確認書」が届きますので、記入・返送してください。「確認書」記載の返送期限にご注意ください

- II 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯等へ給付する、物価高騰対応重点支援給付金（10万円/1世帯）対象世帯のこども加算申請

手続きが必要

4月上旬頃、市から「確認書」が届きますので、記入・返送してください。「確認書」記載の返送期限にご注意ください

※該当と思われる世帯で4月下旬までにお知らせが届かない場合は、裏面記載のコールセンターへお問い合わせください

裏面もご確認ください

基準日以降に生まれた新生児について

こども加算の給付額は、令和5年12月1日時点（基準日）の世帯内の対象児童数を基に算定しています。従いまして、対象世帯へ市から郵送される「こども加算の支給についてのお知らせ」や「こども加算に関する確認書」には、令和5年12月1日現在の世帯員である児童のみが反映されています。

また、令和5年12月1日現在で世帯員に18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童がない場合は、市から「こども加算の支給についてのお知らせ」や「こども加算に関する確認書」が郵送されません。

表面記載①②の給付対象世帯で、生年月日が**令和5年12月2日から令和6年7月31日までの新生児もこども加算の対象になります。令和6年8月30日（金曜日）まで【郵送の場合は必着】に別途申請が必要となりますので**、該当する場合は下記コールセンターへお問い合わせください。

同一世帯員ではない児童について

通学等で寮に入っているこどもなど、同一世帯ではないが、生計が同一である18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童につきましては、当該児童の世帯にこども加算の支給対象となる世帯主がない場合に限り、支給対象となる場合があります。

表面記載①②の給付対象世帯で該当する場合は**令和6年7月31日（水曜日）まで【郵送の場合は必着】に別途申請が必要となりますので**、下記コールセンターへお問い合わせください。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

長岡市給付金専用コールセンター



0258-39-2347

【受付日・時間】 平日8:30~17:15（市役所窓口でも同じ受付日・時間となります）